

## 個別接種促進のための財政支援

個別接種の促進には、1施設当たり接種回数（現状は、通常診療をしながらの接種を前提として1診療所当たり15回/日程度で接種実施計画を組んでいるケースが多いが、規模が大きい診療所の中には50回/日を予定しているケースもある）の増加と接種施設数（現状は約15,000施設）の増加の両面の取組が不可欠。

このため、以下の財政支援を実施。

1. 診療所における接種回数の底上げを図るため、
  - ・ 週100回以上の接種を一定期間継続して行う場合には、回数当たり2,000円/回
  - ・ 週150回以上の接種を一定期間継続して行う場合には、回数当たり3,000円/回を交付。

(※) 現行の接種費用の原則2,070円/回に実質的な上乘せがなされることになる。

2. 1. の「一定期間継続して行う」要件を満たさない場合でも、医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合には、1日当たり定額で10万円を交付する。これにより接種施設数の増加にもつなげる。

(※) 診療所のみならず、病院による個別接種にも適用。これによる支援を受けた回数は、1.においてカウントしないことにより、重複を排除。

3. 病院が、特別な体制を組んだ場合（休診、本来の休診日や時間外における接種のみならず、一定の接種向け人員体制を組んだ場合を含む。）であって、50回以上/日の個別接種を一定期間継続して行う場合には、集団接種会場の設置と同等とみなすことができるため、2.に加えて、以下の金額を病院に追加で交付。

医師	1人1時間当たり7,550円
看護師等	1人1時間当たり2,760円

(※) 緊急包括支援交付金の時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の枠組みを援用。50回以上/日を週1日以上達成している状態が一定期間継続していることが要件。

※ 上記いずれも「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の7月までの枠組みを活用して実施（市町村側での専決処分その他の予算上の対応や交付関連手続が原則不要となり、市町村は足元の接種体制確保に全力を傾注）

(以上)